

国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について

(平成 30 年 3 月 30 日制定)

第3 関係(投票人名簿の作成)

- 1 意向投票の告示の日において、外国出張中等にある者の投票資格の有無については、次表のとおりとする。

| 区分 | 投票資格の有無 |
|--------------------|---------|
| 長期国内出張者・長期国内研修者 | ○ |
| 外国出張者 | ○ |
| 海外研修旅行者 | ○ |
| 外国私事旅行者 | ○ |
| 病気休暇中の者 | ○ |
| 産前・産後休暇中の者 | ○ |
| 育児・介護休業中の者 | ○ |
| 自己啓発等休業中の者 | ○ |
| 役員兼業休職中の者 | ○ |
| 在外研究休職者(派遣休職者を含む。) | × |
| 病気休職者 | × |
| 在籍出向中の者 | × |

備考 この表は、告示の日において、区分欄の状態にある場合の投票資格の有無を示し、「○」印は投票資格有、「×」印は投票資格無を示す。

- 2 意向投票人が所属する部局については、次に定めるもののほか、当該投票人が所属する部局とする。

- (1) 学長及び理事・・・事務局
- (2) 戰略企画本部、評価室、広報室、地域連携推進室、男女共同参画推進室、安全保障輸出管理室、震災復興支援・災害科学研究推進室、安全衛生・環境管理統括室、監査室、内部統制室、基金推進室及び大学文書史料室の職員・・・事務局
- (3) 学術研究推進機構学術・産業イノベーション創造本部の職員・・・・・・・・・・・・事務局
- (4) 大学教育推進機構の職員・・・・・・・・・・・・国際文化学研究科
- (5) 国際連携推進機構の職員・・・・・・・・・・・・事務局
- (6) 社会科学系図書館の職員・・・・・・・・・・・・事務局
- (7) 自然科学系図書館の職員・・・・・・・・・・・・事務局
- (8) 人文科学図書館の職員・・・・・・・・・・・・人文学研究科
- (9) 国際文化学図書館の職員・・・・・・・・・・・・国際文化学研究科
- (10) 人間科学図書館の職員・・・・・・・・・・・・人間発達環境学研究科
- (11) 経済経営研究所図書館の職員・・・・・・・・・・・・経済経営研究所
- (12) 医学分館(保健科学図書室を除く。)の職員・・・・・・・・・・・・医学研究科
- (13) 保健科学図書室の職員・・・・・・・・・・・・保健学研究科
- (14) 海事科学分館の職員・・・・・・・・・・・・海事科学研究科
- (15) 附属学校部、附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校及び附属特別支援学校の職員・・・事務局
- (16) バイオシグナル総合研究センターの職員・・・・・・・・・・・・科学技術イノベーション研究科
- (17) 内海域環境教育研究センター(理学域)の職員・・・・・・・・・・・・理学研究科
- (18) 内海域環境教育研究センター(海事科学域)の職員・・・・・・・・・・・・海事科学研究科
- (19) 都市安全研究センター(医学域)の職員・・・・・・・・・・・・医学研究科
- (20) 都市安全研究センター(医学域以外)の職員・・・・・・・・・・・・工学研究科
- (21) 分子フォトサイエンス研究センターの職員・・・・・・・・・・・・理学研究科
- (22) 海洋底探査センター(海事科学域)の職員・・・・・・・・・・・・海事科学研究科
- (23) 海洋底探査センター(理学域)の職員・・・・・・・・・・・・理学研究科
- (24) 社会システムイノベーションセンターの職員・・・・・・・・・・・・国際協力研究科
- (25) 数理・データサイエンスセンターの職員・・・・・・・・・・・・理学研究科

3 投票人名簿の作成要領については、次のとおりとする。

- (1) 正副2部作成する。
 - (2) 氏名の記載順序は、適宜に定めてもよい。
 - (3) 意向投票人名簿の「照合」欄には、当日投票は「○」印を、不在者投票は「(不)△月△日」と、それぞれ記入のこと。

第9関係(投票の管理者)

投票管理委員会が必要と認める場合、投票管理者の補助者を置くことができる。

附 則（平成30年3月30日）

- 1 この運用は、平成30年4月1日から実施する。
2 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について(平成27年3月26日制定)は、廃止する。